

令和8年度
関ヶ原町保育園入園案内



関ヶ原町 住民課

〒503-1592

岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894番地の58

TEL 0584-43-1111 (内線) 163

- ◆ 関ヶ原町の保育園は、幼児教育を希望される家庭のお子さんと、保護者が仕事などのため家庭で保育できないお子さんがともに生活する、教育・保育が一体となった「保育所型認定こども園」です。町内には、東保育園と西保育園があります。

※ 今須保育園は、平成31年4月1日より休園となっています。

※ 令和8年夏ごろ、新しいこども園に統合され、東保育園、西保育園、今須保育園は閉園となります

1. 保育園へ入所できるお子さんは

子ども・子育て支援新制度に基づき、保育施設の利用を希望する保護者の方は、利用のための保育の必要性の認定を受けて頂く必要があります。保育園に入所できるのは、**保育の必要性の認定（支給認定）**を受けた児童で、認定は、保護者の保育の必要性の認定区分に応じて入所児童の保護者の居住地の市町村が行います。

*保護者・・・児童の扶養義務者である「保護者」とは、父母等のことを指し、同居の祖父母等は含みません。

2. 保育の必要性の認定（支給認定）とは

保育の必要性に応じ以下の3つの認定区分があり、この区分に基づいて施設を利用することになります。

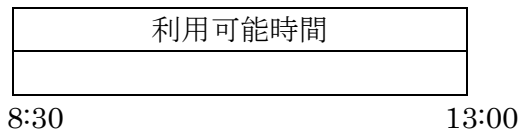
認定区分	給付の内容
1号認定 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のも	教育標準時間
2号認定 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間（8時間） 保育標準時間（11時間）
3号認定 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間（8時間） 保育標準時間（11時間）

保育の必要量の認定区分（2号・3号認定）

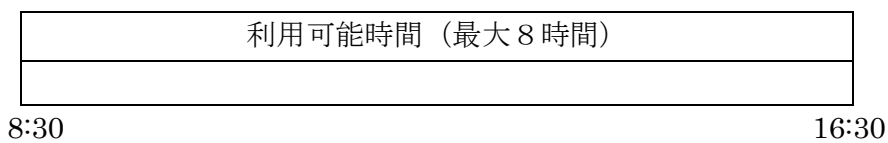
保育短時間（8時間）	保育標準時間（11時間）
証明書類等により、1か月 64時間以上、120時間未満 の就労等を行っており保育が必要と認められる場合	証明書類等により、1ヶ月 120時間以上 の就労等を行っており保育が必要と認められる場合

給付の内容別の利用時間

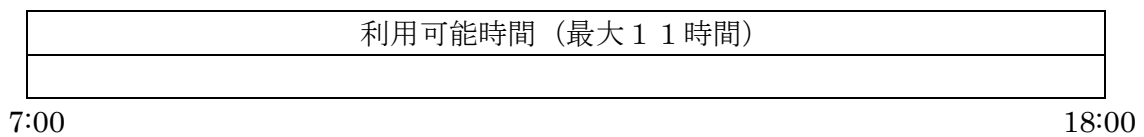
教育標準時間（1号認定）



保育短時間 最長8時間（2号・3号認定）



保育標準時間 最長11時間（2号・3号認定）



3. 保育園に入所できる基準（2号・3号認定）

- ① 就労（月64時間以上）
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居 又は 長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 育児休業取得中既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑨ 虐待・DV
- ⑩ その他、上記に類する状態として町が認める場合

* 同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

<保育園に入所できる基準に該当しない保育について>

定員に余裕がある場合に限って私的契約児として入所できます。この場合、年度の途中で入所されている保育園が利用定員に達したときは、退所していただくか利用定員に余裕がある保育園へ変更していただきますのでご了承ください。

4. 認定申請・入所申込に必要な書類

◆支給認定申請書兼保育園入所申込書（すべての方）

◆預金口座振替依頼書（すべての方） **※こちらは入園内定後に配布します。**

（口座振替のできる金融機関は、大垣共立銀行、十六銀行、西美濃農業協同組合の各支店 又は ゆうちょ銀行に限ります。）

◆ 保育の必要性を確認するための書類（2号・3号認定の場合のみ）

家庭において保育できない理由を確認するために必要な書類で、入所予定の児童と同一世帯（同居）で、生計を同じくしている保護者（父、母）の方について提出していただきます。ただし、保育を必要とする理由など、家庭の状況によって必要な書類が異なります。（2人以上同時に入所される場合、この添付書類の提出は各1部で結構です。）

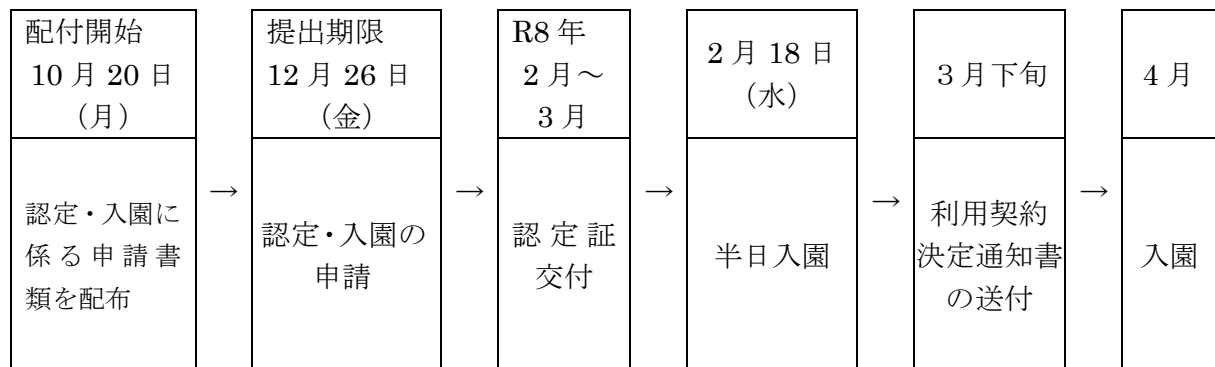
保育の実施理由	提出書類		備考
① 就労	外勤等、居宅外で就労している場合	就労証明書	
	自営業・内職等、居宅内で就労している場合	就労証明書 前年の確定申告書又は営業証明書	
	農業に従事している場合	就労証明書 耕作証明書	
② 妊娠・出産		母子健康手帳の表紙と出産予定日が分かるページの写し	在園可能期間：産前6週間から産後8週間まで
③ 保護者の病気等	病気の場合	医師の診断書又は証明書	
	心身に障がいがある場合	各種障害者手帳のコピー	
④ 病気等の介護	病気、ケガの介護	医師の診断書 看護が必要という旨が記載されていること	
	障がいのある方（同居）の介護	医師の診断書 介護が必要という旨が記載されていること	
⑤ 災害復旧		罹災証明書	
⑥ 求職活動	求職中の場合	ハローワーク等の登録証のコピー 又は面接通知	在園可能期間：3ヶ月間
⑦ 就学	就学中の場合	在学証明書	
⑧ 育児休業を取得している場合		育児休業取得証明書兼同意書 就労証明書	

※ 支給認定決定後、6ヶ月を経過して入園される場合、保育の実施理由に変更がない

か確認するため、再度添付書類の提出が必要です。

※ その他必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

5. 入園までの手続き



* 認定・入園に係る申請書等は、東保育園、西保育園、役場住民課にて配布します。

* 認定申請書、申込書及び添付書類は、役場住民課までご提出ください。

○ 提出受付期間 令和7年12月1日(月)～12月26日(金)

6. 保育料(利用者負担額)について

★ 幼児教育・保育の無償化について

- ・無償化の対象となるお子様は…

国の制度改正により、令和元年10月から、住民税非課税世帯の3歳未満児のお子様の保育料と、3歳以上児のお子様の保育料は0円となりました。(但し、対象年齢等のお子様であっても、私的契約児のお子様は今回の無償化の対象外であり、引き続き従来の保育料をご負担いただきます。(無償化の対象となるのは、保育の認定を受けたお子様のみ。))

- ・副食費の実費徴収について

今回の無償化に伴い、3歳以上児のお子様の保育料は0円となりますが、これまで保育料の中に含まれていた給食の材料にかかる費用につきましては、無償化後も引き続き保護者の皆さまの自己負担(額は下記表のとおり)となります。

(単位:円)

認定区分	月額
第1号認定	4,000
第2号認定	4,500

★ 保育料の算定について

- ① 保育料は、児童と世帯・生計を同じくしている父母の所得に応じて、市町村民税額を基準に決定します。(保育料算定の市町村民税額には、住宅取得等特別控除、配当控除、外国税控除等は適用しません。)

※ 父母の市町村民税が非課税の場合などで、児童が祖父母と同居している場合は、家計の主宰者との合算となります。

- ② 4～8月分の保育料は令和7年度市町村民税、9～3月分の保育料は令和8年度市町村民税の額を基に決定します。

- ③ 保育料は令和8年4月1日現在の年齢の区分により決定します。

- ④ 保育料は、原則として口座振替になります。

保育料の振替(引き落とし)日は、毎月31日です。その日が土日、祝祭日にあたる時は、その翌日となります。(時間外保育料、一時預かり事業使用料、すぎの子園使用料、実費徴収となる副食費も同様です。)

※ 残高不足で引き落としできなかった場合…

保育料の残高不足等で引き落としがされなかった場合は、役場より連絡いたします。役場窓口にお越しいただき納付書をお渡ししますので、現金でのお支払いをお願いいたします。

★ 保育料の算定に必要な所得の確認について

令和7年1月1日以降、関ヶ原町へ転入された方は、前住所地で課税された所得を確認する必要があります。今までは、下記記載の課税証明書が必要でしたが申請書にマイナンバーを記入していただくことにより市町村県民税課税証明書の提出が不要となりました。

※ 確認ができない場合等、前住所地の市町村にて以下の書類を取って提出をお願いすることがあります。

区分	提出書類
令和7年1月1日に住所が関ヶ原町以外の方	・ 令和7年度市町村県民税課税証明書
令和8年1月1日に住所が関ヶ原町以外の方	・ 令和7年度市町村県民税課税証明書 ・ 令和8年度市町村県民税課税証明書 (令和8年度分は、令和8年6月1日～30日に提出。)

◎ マイナポータルの子育てワンストップサービスによる認定請求・入所申込みができます。ただし、保育の必要性を確認する書類等の添付書類については、従来通り用紙に

よる提出が必要となります。

保育料徴収基準額表（第2号認定児童又は第3号認定児童）

（単位：円）

段階区分		月額		
		3歳未満児		
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0	0	
B1	町民税非課税世帯であるひとり親世帯等	0	0	
B2	町民税非課税世帯であるひとり親世帯等以外の世帯	0	0	
C	1	町民税均等割のみ課税の世帯であるひとり親世帯等	4,500	4,450
		町民税均等割のみ課税の世帯であるひとり親世帯等以外の世帯	10,000	9,900
	2	町民税所得割課税額 48,600円未満の世帯であるひとり親世帯等	7,500	7,400
		町民税所得割課税額 48,600円未満の世帯であるひとり親世帯等以外の世帯	16,000	15,800
D	1	町民税所得割課税額 48,600円以上77,101円未満の世帯である ひとり親世帯等	8,000	8,000
		町民税所得割課税額 48,600円以上97,000円未満の世帯である ひとり親世帯等以外の世帯	21,000	20,700
	2	町民税所得割課税額 97,000円以上133,000円未満の世帯	24,000	23,600
	3	町民税所得割課税額 133,000円以上169,000円未満の世帯	27,000	26,600
	4	町民税所得割課税額 169,000円以上235,000円未満の世帯	29,000	28,600
	5	町民税所得割課税額 235,000円以上301,000円未満の世帯	31,000	30,500
	6	町民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満の世帯	33,000	32,500
	7	町民税所得割課税額 397,000円以上の世帯	35,000	34,500

保育料徴収基準額表（私的契約児童）

（単位：円）

月額	
3歳未満児	3歳以上児
35,000	27,000

- 1 階層区分認定の基礎なる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- 2 第2号認定児童又は第3号認定児童の世帯であつて、同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が、保育園を利用している場合において、上から2人目の児童の保育料は半額、3人目以降の児童の保育料は無料となります。
- 3 第2号認定児童又は第3号認定児童の世帯であつて、同一世帯に保育園のほか、小学校に2人以上の児童がいる場合は、保育園に通う児童の保育料は無料となります。
- 4 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者、保護者又はその配偶者の直系卑属）の人数により、次の世帯の保育料は下表のとおりとなります。

認定区分	段階区分	1人目の子	2人目の子	3人目以降の子
第2号 ・ 第3号	町民税均等割のみ課税の世帯である ひとり親世帯以外の世帯	基準額表に 定める額	基準額表に定め る額の2分の1	無料
	町民税所得割課税額 48,600円未満の世帯である ひとり親世帯等	基準額表に 定める額	無料	無料
	町民税所得割課税額 48,600円未満の世帯である ひとり親世帯等以外の世帯	基準額表に 定める額	基準額表に定め る額の2分の1	無料
	町民税所得割課税額 48,600円以上77,101円未満の世帯である ひとり親世帯等	基準額表に 定める額	無料	無料
	町民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満の世帯である ひとり親世帯等以外の世帯	基準額表に 定める額	基準額表に定め る額の2分の1	無料

※ 表の「ひとり親世帯等」とは、母子（父子）世帯、世帯構成員に身体（精神）障害者手帳・療育手帳交付者、特別児童扶養手当支給児童、障害基礎年金受給者がいる世帯のことをいいます。

【参考】保育の実施を希望する期間 早見表

令和8年4月1日 現在の年齢	生年月日	保育の実施を希望する期間 (小学校入学前まで在園予定)
0歳児	令和7年4月2日以降	令和14年3月31日
1歳児	令和6年4月2日～ 令和7年4月1日	令和13年3月31日
2歳児	令和5年4月2日～ 令和6年4月1日	令和12年3月31日
3歳児	令和4年4月2日～ 令和5年4月1日	令和11年3月31日
4歳児	令和3年4月2日～ 令和4年4月1日	令和10年3月31日
5歳児	令和2年4月1日～ 令和3年4月2日	令和9年3月31日

お問い合わせ先

保育園での生活等について……………各保育園まで

入退園、保育料について……………役場 住民課まで